

別紙1

仕 様 書

- 1 業 務 名 彦島工場臭気測定業務
- 2 業 務 場 所 下関市彦島福浦町一丁目28番31号 彦島工場
- 3 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業 務 内 容 試料採取及び臭気測定業務一式

(1) 臭気測定項目

(ア) ポイント①・②における特定悪臭22物質測定

特定悪臭 22物質	(参考) 規制基準
1. アンモニア	1.0 ppm 以下
2. メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
3. 硫化水素	0.02 ppm 以下
4. 硫化メチル	0.01 ppm 以下
5. 二硫化メチル	0.009 ppm 以下
6. トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
7. アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
8. プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
9. ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
10. イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
11. ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
12. イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
13. イソブタノール	0.9 ppm 以下
14. 酢酸エチル	3.0 ppm 以下
15. メチルイソブチルケトン	1.0 ppm 以下
16. トルエン	10.0 ppm 以下
17. スチレン	0.4 ppm 以下
18. キシレン	1.0 ppm 以下
19. プロピオン酸	0.03 ppm 以下
20. ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
21. ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
22. イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

- (イ) 脱臭装置排出口における臭気指数測定 25 以下
- (ウ) ポイント①・②における臭気指数測定 10 以下

(2) 採取場所 1回につき2箇所測定(別紙調査地点位置図参照)

※ポイント①は奇数回、ポイント②は偶数回で測定する。

(3) 測定日時 市と協議の上決定

(4) 測定回数 4回

(5) 測定方法 悪臭防止法等関係法令に準じる

5 その他

(1) 測定結果に疑問がある場合は、市と協議の上、その項目について再検査を行うこと。

(2) 検体採取については、市が指定する日時に行い、市の職員立会いのもと行うこと。

(3) 検体採取日程については、下関市環境部及び同様な業務を実施する下関市上下水道局と調整をし、可能な限り同日で決定すること。

(4) 測定結果については、簡単な説明を報告書に添付の上、速やかに提出すること。

(5) 測定結果については、市においてホームページ等で広く市民へ周知するものとする。

(6) 業務にあたっては、関係法令を遵守すること。

(7) 本仕様書等に定める市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具(鉛筆、消せるボールペン等)を使用しないこと。

以上